

副 本

令和元年（ワ）第172号

違法行為差止請求事件

原告 和田 廣 治 外7名

被告 久 和 進 外4名

令和2年2月26日

準 備 書 面 (2)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



目 次

第 1	原告ら第 4 準備書面第 1 について	3
1	同 1 について	3
2	同 2 について	3
第 2	原告ら第 4 準備書面第 2 について	4
1	同 1 について	4
2	同 2 について	5
3	同 3 について	5
第 3	原告ら第 4 準備書面第 3 について	5
1	同 1 について	5
2	同 2 について	5
3	同 3 について	5
4	同 4 について	6
5	同 5 について	6
第 4	原告ら第 4 準備書面第 4 について	7
第 5	原告ら第 4 準備書面第 5 について	8
1	同 1 について	8
2	同 2 について	8
第 6	原告ら第 4 準備書面第 6 について	9
第 7	結語	9

原告らの令和元年12月13日付け第4準備書面における求釈明については、以下のとおりである（原告ら第4準備書面の目次において、「答弁書第3章、第2の1」(1)ないし(6)とあるのは、いずれも「第2の2」(1)ないし(6)の誤りである。）。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」といい、特定の号機を示す場合は、「本件1号機」、「本件2号機」という。

第1 原告ら第4準備書面第1について

1 同1について

令和元年9月20日付け答弁書18、19頁において述べたとおり、補助参加人は、PRA（確率論的リスク評価）モデルの高度化を継続して実施中であり、平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所事故を踏まえた各種安全対策により、出力運転時、停止時のいずれのPRAモデルにおいても、炉心損傷頻度が大幅に低減したことを確認している（乙17の8頁、乙37、乙38）。

なお、原告らは、「重大事故」を「核燃料物質が臨界状態になることその他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故」（原告ら第4準備書面1頁脚注1）と述べるが、これは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）14条1号にいう加工施設における重大事故の定義であり、発電用原子炉施設における重大事故の定義は、「発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故」（原子炉等規制法43条の3の6の1項3号）である。

2 同2について

補助参加人は、平成23年3月30日、経済産業大臣より指示文書「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発

電所の緊急安全対策の実施について（指示）」（平成23・03・28原第7号）を受領し、「津波により3つの機能（交流電源を供給する全ての設備の機能、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備の機能及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能）を喪失したとしても、炉心損傷及び使用済燃料の損傷を防止し、放射性物質の放出を抑制しつつ原子炉施設の冷却機能の回復を図るため」緊急安全対策を講じることを求められた。

また、補助参加人は、同年6月7日、経済産業大臣より指示文書「平成23年福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の原子力発電所におけるシビアアクシデントへの対応に関する措置の実施について（指示）」（平成23・06・07原第2号）を受領し、「1. 中央制御室の作業環境の確保、2. 緊急時における発電所構内通信手段の確保、3. 高線量対応防護服等の資機材の確保及び放射線管理のための体制の整備、4. 水素爆発防止対策、5. がれき撤去用の重機の配備」を求められた。

答弁書13頁において述べた、補助参加人が本件原子力発電所において実施した「安全強化策」は、上記各指示を網羅するとともに、防潮堤の構築等一層の信頼性向上を図ったものである。

第2 原告ら第4準備書面第2について

1 同1について

補助参加人は、本件原子力発電所において発生した使用済燃料は、日本原燃株式会社の再処理工場（青森県上北郡六ヶ所村）において再処理することとしており、「中間貯蔵施設」に搬出することは予定していない。

2 同 2 について

本件原子力発電所の使用済燃料貯蔵プールは、本件 1 号機については約 10 年、本件 2 号機については約 16 年の間、継続的に運転させた場合に生じる使用済燃料を保管できる余裕がある。

3 同 3 について

補助参加人は、使用済燃料を「中間貯蔵施設」に搬出することは予定していない。

第 3 原告ら第 4 準備書面第 3 について

1 同 1 について

答弁書 13, 14 頁において述べたとおり、補助参加人は、新規制基準の改正や、同適合性確認審査が先行する他社の発電所の審査状況を踏まえ、安全性向上施策の工事計画の見直しを行っている段階であるところ、本件 2 号機の安全対策費（実施済みの「安全強化策」と実施中の「安全性向上施策」とを合わせた費用）は、全体の規模として 1 千億円台の後半から変更はない。

2 同 2 について

答弁書 24 頁において述べた、「1 千億円台の後半」には、特定重大事故等対処施設の工事費用は含んでいない。

特定重大事故等対処施設の内容は、補助参加人において検討している段階であるところ、核物質防護上の観点から公開していない。

なお、上記のとおり、同施設の内容を検討している段階であることから、工事費用は未定である。

3 同 3 について

補助参加人は、本件 2 号機の新規制基準適合性確認審査を優先することとしており、同審査が終わり次第、本件 1 号機の審査の申請

を行うこととしている。

なお、上記のとおり、本件1号機の新規制基準適合性確認審査の申請の具体的時期は現時点で定まっていないことから、運転期間、稼働率等は未定である。

ただし、本件1号機は、平成5年7月30日に営業運転を開始しており、九州電力玄海原子力発電所2号機（昭和56年3月30日営業運転開始）及び東北電力女川原子力発電所1号機（昭和59年6月1日営業運転開始）より新しい発電所である。

4 同4について

平成27年5月に、経済産業省資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会基本政策分科会長期エネルギー需給見通し小委員会に対し発電コスト検証ワーキンググループが提出した、「長期エネルギー需給見通し小委員会に対する発電コスト等の検証に関する報告」において、2014年モデルプラントにおける電源別の発電コストが示されている（乙10の19頁）。

なお、原告らは、発電コストについて、「円/kw」（原告ら第4準備書面3, 4頁）と述べるが、正しくは、「円/kWh」である。

「kW」（キロワット）と「kWh」（キロワット時）は、異なる単位であり、発電コストの算定においては、キロワット時が用いられる。

5 同5について

答弁書7, 8頁において述べたとおり、被告ら及び補助参加人は、本件1号機及び本件2号機の再稼働を目指すことを経営の基本方針としている。

なお、本件1号機は平成5年7月30日、本件2号機は平成18年3月15日、それぞれ使用前検査に合格し営業運転を開始してい

るところ、原子炉等規制法43条の3の32第1項によれば、発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について最初に同法43条の3の11第1項の検査（使用前検査）に合格した日から起算して40年とされており、同法43条の3の32第2項によれば、同期間はその満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて1回に限り延長することができることとされており、同第3項によれば、延長期間は20年を超えない期間とされている。

本件原子力発電所の廃止措置に要する費用については、補助参加人は、経済産業省令（原子力発電施設解体引当金に関する省令）に基づいて引き当てを行っており（乙8の48頁）、同省令に基づく総見積額は、平成30年度末時点で本件1号機が約504億円、本件2号機が約767億円である。

第4 原告ら第4準備書面第4について

補助参加人は、本件原子力発電所が停止する中、平成23年6月5日に社長を本部長とする電力需給対策本部を設置するとともに、火力発電所や水力発電所の定期点検や補修時期の調整、富山新港火力発電所LNG1号機の建設、水力発電電力量の拡大、卸電力取引所の活用等の対策により安定供給の確保に努めているが（乙10の17、18頁）、大規模な電源脱落等が発生した場合には需給が逼迫する可能性があることから、安定供給のためには、本件原子力発電所の再稼働により供給力を確保することが不可欠である。

補助参加人は、電気事業法に基づく認可法人である電力広域的運営推進機関に対し、北陸エリアにおける電力の需給見通しを提出しており、同機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の

検証を経て取りまとめられた「電力需給検証報告書」において見通しが公表されている。また、同報告書を踏まえ、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会において、電力需給に係る対応が審議、公表されている。

第5 原告ら第4準備書面第5について

1 同1について

原告らのいう「電力供給に問題がない」の意義が必ずしも明らかでないが、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力需給検証小委員会においては、「電力需要は、常に上下最大3%程度の間で、時々刻々と需要が変動。これに対応するために、最低でも3%の供給予備率を確保することが必要。①計画外の電源脱落、②予想しない気温上昇による需要増に対応するためには、更に4~5%以上の供給予備率が必要と考えられる。よって安定的な電力供給には7~8%以上の予備率確保が望ましい」（乙39の38頁）とされ、電力広域的運営推進機関においても、「安定供給の基準とする予備率8%」、「当日運用の安定供給の目安である予備率3%以上」（乙40の6頁）とされており、補助参加人もかかる前提に立っている。

2 同2について

平成30年度（2018年度）夏の予備率最小日は、平成30年7月2日であり、予備力は40万キロワット、予備率は8.5パーセントである（甲28）。

平成30年度（2018年度）冬の予備率最小日は、平成31年1月8日であり、予備力は39万キロワット、予備率は8.9パーセントである（乙41）。

令和元年度（2019年度）夏の予備率最小日は、令和元年8月

5日であり、予備力は36万キロワット、予備率は7.1パーセントである（乙42）。

補助参加人が保有する供給設備の概要は、有価証券報告書及び統合報告書に記載のとおりであり（乙8の19ないし22頁、乙10の2頁）、詳細な需給実績は、経済産業省資源エネルギー庁が策定した「系統情報の公表の考え方」に基づき、補助参加人ウェブサイト（http://www.rikuden.co.jp/rule/area_jisseki.html）において公表している。

第6 原告ら第4準備書面第6について

答弁書28頁において述べたとおり、補助参加人が電気を供給する会社であることは事実であるが（乙6の1頁）、その余の原告らの求釈明については、本件訴訟の争点とは関連性がない事項である。

第7 結語

原告ら第4準備書面については、以上のとおりである。

なお、本来、求釈明とは、裁判所に対し、訴訟関係を明瞭にするため事実上及び法律上の事項に関し当事者に対して問いを發し、または立証を促す釈明権の行使を求めるものであり（民事訴訟法149条）、一方当事者の求釈明により相手方がただちに回答義務を負うものではない。

よって、本件訴訟の争点との関連性がない事項に関する求釈明や、探索的な求釈明等がなされた場合、今後は回答の限りでないことをあらかじめ申し述べる。

以上